

【日付】

2023/12/04 14:44

【件名】

友利新氏の動画についてのご質問について ー日本化粧品協会ー

【本文】

拝啓

向寒の候、御社におかれましてはますますご清栄のことと拝察いたします。

私たち一般社団法人日本化粧品協会は、消費者の皆様方が安心・安全に化粧品等の利用ができるよう、化粧品や健康食品等に関する調査研究、情報提供や啓もう活動、苦情の受付・処理などを行う活動を行っております。

今般、匿名の通報者より、御社が窓口となっている友利新氏に対する以下の通報が来ております。

①「韓国でオリーブヤング爆買いしました！！」という動画について、医師による効果効能の保証と解され、薬機法第 66 条第 2 項に違反しているのではないか。

②「ベスコス。友利新と石井美保の 2023 年下半期個人的ベストコスメスキンケア編」という動画について、医師による効果効能の保証と解され、薬機法第 66 条第 2 項に違反しているのではないか。

また、各動画には広告である旨の表示が見当たらず、仮に広告である場合、景品表示法 5 条 3 号（一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示（令和 5 年 3 月 28 日内閣府告示第 19 号））との関係で問題となる可能性があるとも思料しております。

そこで、当協会としては、御社に対し、友利新氏の上記各動画について、①薬機法第 66 条第 2 項との関係をどのようにお考えなのか、②広告動画であるのか。③広告動画である場合、PR 表記についてはどこを見ればわかるのか、についてご回答いただきたく存じます。

本質問を御社に送らせていただいてから 10 日以内にご回答がいただけません場合には、当協会に寄せられた通報を公表する可能性がありますので、ご承知おきください。

なお、当協会は通報者と同様の見解を持つものではなく、あくまでも消費者からの通報の確認のために行っております事、ご理解いただければ幸いです。

お忙しいこととは存じますが、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

敬具